

平成29年2月27日

嬉野市議会議長 田口 好秋 様

総務企画常任委員会
委員長 辻 浩 一

総務企画常任委員会調査報告書

平成28年12月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第107条の規定により報告する。

付託事件名 定住促進の取り組みについて

調査の目的

全国的な人口減少が続く中、各自治体では転出抑制、転入増加の施策などを含め人口減少に歯止めをかけようと様々な対策を行なっている。嬉野市においても、平成20年度に定住促進条例を制定3年毎に延長を行ないながら9年が経過し、平成28年度末が期限となっている。アンケート調査の結果を見ると嬉野への転入の直接的な要因とはなっていないが、転入への決心の後押しにはなっていると言える。今後の人口減少や新幹線の開業により通勤圏の拡大の機会を考えた時、定住促進条例は必要であると考え、今回条例延長の議案は提出されると想定はしていたが、様々なメニューで条例を制定している多久市の定住促進の事業を調査した。

多久市の事業概要

日時 平成29年1月23日 14時～16時
場所 佐賀県多久市役所
対応者 多久市総合政策課課長補佐 土橋善久 氏（プロジェクト推進係担当）
係長 田代 太 氏（プロジェクト推進係）

定住政策の背景は平成14年以降人口減少が加速した事や、市内進出企業操業開始に伴い従業員の受け皿づくりのため検討が始められた。

平成17年7月庁内に「定住政策推進プロジェクトチーム」を編成し、平成18年7月「定住促進官民協働プロジェクト推進会議」を設置した。さらに、同年8月に「多久市定住促進基本計画（住宅編）」を策定。内容は「短・中期計画」（H19～23）定住奨励金の創設、「長期計画」（H24～27）ミニ住宅団地開発である。

定住奨励金創設の経緯

平成18年12月議会へ定住促進条例提案
平成19年度条例施行（2年間）
平成21年度条例延長（2年間）
平成23年度条例延長（2年間）制度の一部見直し
平成25年度条例延長（2年間）
平成27年度条例改正（2年間）制度全部見直し
平成29年度条例改正（2年間）拡充・追加

奨励金の内容

定住奨励金 H20～26年 転入者＝転入奨励金 市内転居者＝持ち家奨励金

雇用者定住促進奨励金 H20～22年 市内誘致企業が市外居住の従業員に対し、市内居住を奨励し、市内に新たに住宅を取得した場合に交付

住宅関連施設整備補助金 H20～22年 5戸以上の分譲地及び集合住宅を開発する場合の交付

定住奨励金制度の改正

概要

実施期間の延長・・・実施期間を2年間延長し、市民への周知を行ない、制度の定着効果の拡大を図る。

既存制度の拡充・・・子育て若者世帯定住奨励金に「子育て加算」を追加し、子育て世帯の定住化を推進する。

新婚世帯家賃等補助金・年齢要件「40歳未満」を撤廃し、対象者の拡充を図る

新制度の追加・・・新たに市内の民間賃貸住宅に転入する中学生以下の子がいる世帯に「家賃補助」を行なう。

※平成29年度以降の制度内容

子育て・若者世帯定住奨励金（拡充）

対象：申請者若しくは配偶者が40歳未満の世帯又は申請者に中学生以下の子がある世帯
「定住奨励金20万円」＋「転入加算金20万円・地元業者加算金20万円」＋「子育て加算金10万円×中学生以下の子供数」＝「50万円」が上限
申請期限：入居後6ヶ月以内

三世帯同居増改築等補助金（継続）

対象：申請者または三親等以内の親族が所有する住宅を200万円以上のリフォームをして三世帯同居をするもの
「リフォーム代等×3%」＋「30万円」＝ 「50万円」
増改築等補助金 地元業者加算金 上限

新婚世帯家賃等補助金（拡充）

① 新婚世帯家賃等補助金

対象：過去1年以内に婚姻届出をされ、民間賃貸住宅に居住し、所在地に住民登録している世帯
月額：家賃額から住宅手当等を控除した額の1/2（最高1万円）
交付期間：申し込み月より最高48月

② 新婚世帯増改築等補助金

対象：婚姻日前後一年以内に200万円以上の増改築か建て替え、または、新たに住宅を取得された世帯
「リフォーム代等×3%」＋「20万円」＝ 「50万円」
増改築等補助金 地元業者加算金 上限

空き家リフォーム補助金（継続）

対象：空き家バンクを介して売買契約
市内業者を利用する50万円以上のリフォーム工事
「リフォーム代×10%（上限30万円）」＋「20万円」＝「50万円」
リフォーム補助金 転入加算 上限

移住子育て世帯家賃等補助金（新規）

対象：民間賃貸住宅に転入し、中学生以下の子どもがいる世帯
ただし、転入前5年以上市外に居住していた世帯
月額：家賃額から住宅手当等を控除した額の1/2（最高1万円）
交付期間：申し込み月より48月

以上の様な交付内容であり、他住宅団地の開発が行われていた。

委員会の意見

多久市では2年毎の改正を行ないながら、人口減少に歯止めをかけるべく様々なメニューを展開されており、特に子育て世代や新婚世帯にスポットを当てた施策に軸足を移して行かれるのではないかと感じた。嬉野市においても、今後の人口動態を勘案した時、嬉野市存続のためには雇用の創出、交流人口の活性化と共に転出防止、転入増加の施策は重要な課題である。今回定住促進条例改正の議案が提出されると思うが、毎年追跡調査や検証を実施し、時代のライフスタイルに則した改正を行ないながら定住促進条例の存続を望む。